

議案第57号

守谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

守谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年守谷市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条第1項第2号中「守谷市公告式条例」の次に「（昭和30年守谷町条例第6号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年 6月 3日 提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
57号	1

提案理由（議案第57号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正及び新たな行政不服審査法の施行に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願ひいたします。

議案	頁数
57号	2

守谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1) (略) <u>(2) 職員の人事評価の状況</u> <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7) 職員の研修_____の状況</u> <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) (公平委員会の報告事項) 第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 (1) (略)	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1) (略) (新設) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u> <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) (公平委員会の報告事項) 第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 (1) (略)

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況
(公表の方法)

第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) (略)
 - (2) 守谷市公告式条例(昭和30年守谷町条例第6号)
に基づく掲示場に掲示する方法
 - (3) 及び (4) (略)
- 2 (略)

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況
(公表の方法)

第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) (略)
 - (2) 守谷市公告式条例
に基づく掲示場に掲示する方法
 - (3) 及び (4) (略)
- 2 (略)

57号	議案
4	頁数